令和８年 11 月号

山吉田 駐在所だより

新城警察署
山吉田駐在所
渡邊　圭祐
0536-22-0110



ひとりで悩まず、まずは相談を！

ストーカー行為、ＤＶ行為への対策

ストーカー行為とは	DV対策（裁判所が加害者に対して出す命令）
つきまとい・待ち伏せ・通常、実際にいる場所付近をうろつく 行動を監視している等の告知 面会・交際の要求 著しく粗野又は乱暴な言動 無言、連続電話。文書、FAX、メール、SNS メッセ等の送信 汚物、動物の死骸等の送付等 名誉を害する事項の告知等 性的羞恥心の侵害行為 GPS 機器等を用いて位置情報の取得 GPS機器などを取り付ける行為	接見禁止命令 電話等禁止命令 退去等命令







ストーカー被害に関する相談窓口

ストーカー被害については、あなたのお住まいを管轄する警察署に相談してください。
また、警察本部にも、ストーカー被害に関する専門の電話相談窓口を開設しています。

ストーカー110番　TEL 052－961－0888

警察では、被害者からの申し出に応じて、被害を防止するための援助を行ったり、相手方への検挙、警告などの措置を行います。

あなたの情報が犯人逮捕につながる！

～不審に思ったら、ためらわずに警察へ～





愛知県警察の情報は
公式 SNS から GET

Instagram

X(旧 twitter)

採用ＨＰ